

令和元年度

第194回宮城県都市計画審議会議案書

令和元年8月

宮城県都市計画審議会

第194回宮城県都市計画審議会

と き 令和元年8月9日(金)
午後1時30分
と ころ 宮城県行政庁舎
9階 第一会議室

次 第

1 開 会

2 報 告

第193回宮城県都市計画審議会議案の処理結果について

3 議 案

議案第2367号

4 そ の 他

仙南広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の見直しについて

5 閉 会

目 次

1 報 告

第193回宮城県都市計画審議会議案の処理について	3
--------------------------------	---

2 議 案

議案第2367号 特殊建築物の敷地の位置について	4
--------------------------------	---

第193回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2366号	多賀城市 利府町	仙塩広域都市計画下水道の変更に ついて	令和元年6月21日 宮城県告示第585号

特殊建築物の敷地の位置について

根拠条文：建築基準法第51条ただし書き

都市計画案：別紙のとおり

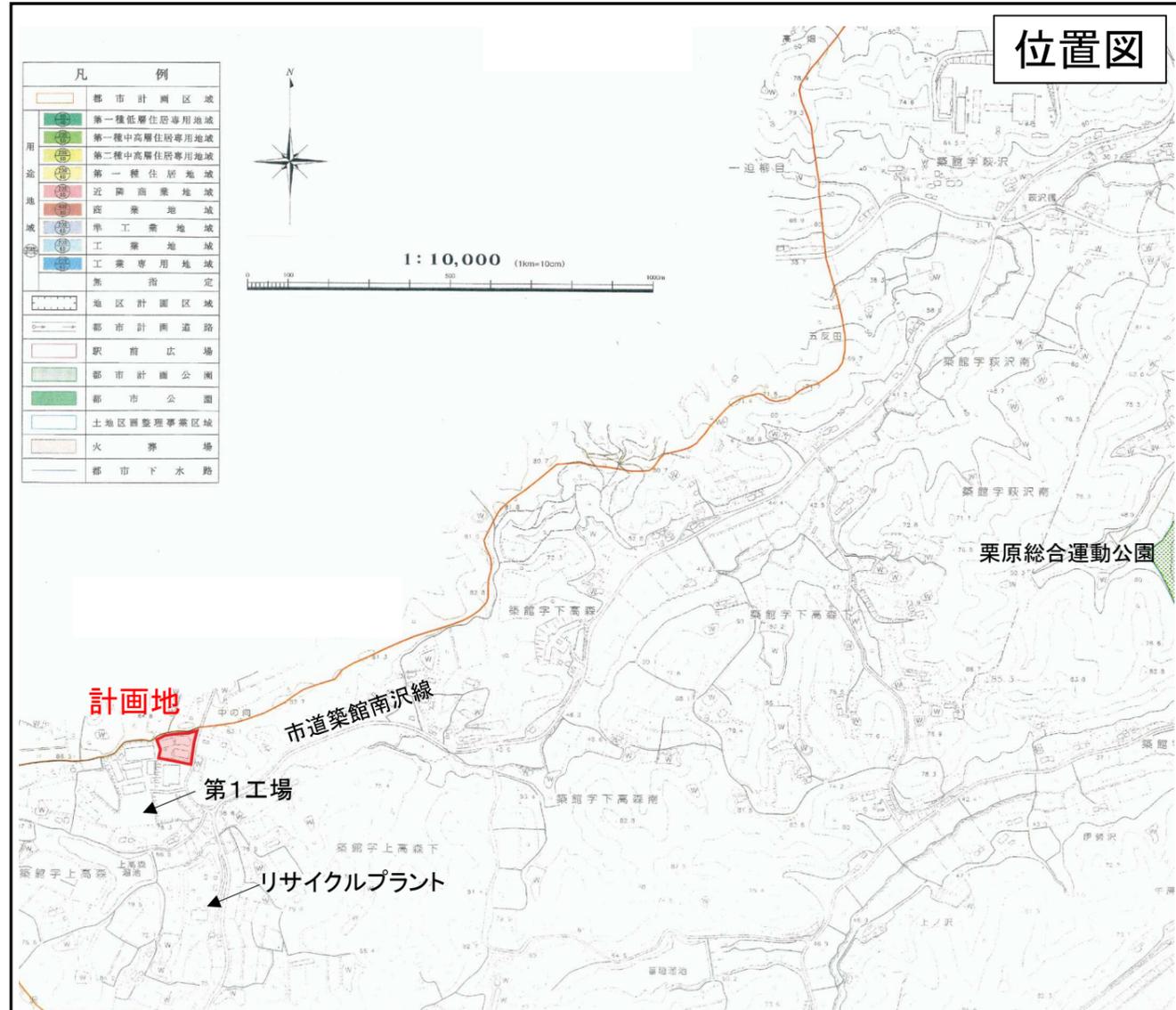
特殊建築物の敷地の位置について

下記施設の敷地の位置について、都市計画上支障がないと認める。

記

施設名称		有限会社築館クリーンセンター第2工場		
建築主住所・氏名		栗原市築館字上高森49番地5 有限会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木 裕		
敷地	位置	栗原市築館字上高森49番3、49番25		
	面積	7,048.74 m ²		
	用途地域	指定なし		
建築物	用途	産業廃棄物及び一般廃棄物中間処理施設		
	工事種別等	増築及び用途変更		
	構造、規模等	焼却施設棟（増築及び用途変更） 鉄骨造 5階建 延べ面積 2,100.17 m ²		
処理施設	処理内容及び処理能力	【産業廃棄物中間処理（焼却）】		
		品目	処理量 kg/h	許可が必要 となる処理量 kg/h
		燃え殻	3,511.71	200
		汚泥	3,222.45	200
		廃酸	3,045.18	200
		廃アルカリ	3,045.18	200
		廃プラスチック類	2,197.81	100
		紙くず	4,811.00	200
		木くず	4,811.00	200
		繊維くず	4,322.10	200
		動植物性残さ	3,101.82	200
		動物系固形不要物	3,924.32	200
	ゴムくず	1,589.41	200	
処理方法	焼却施設による焼却			

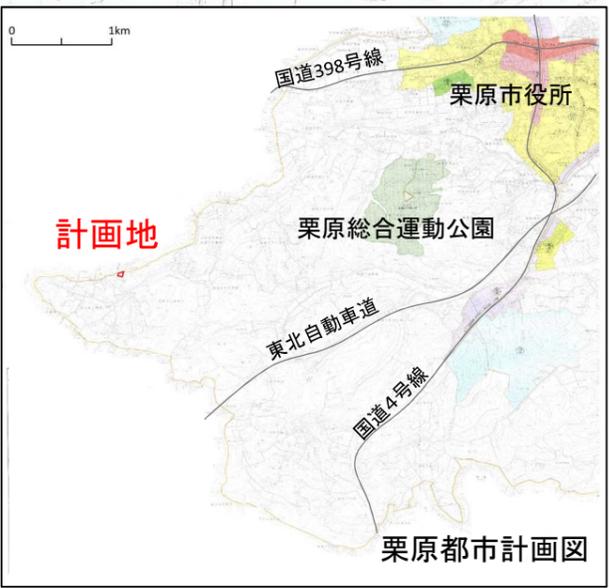
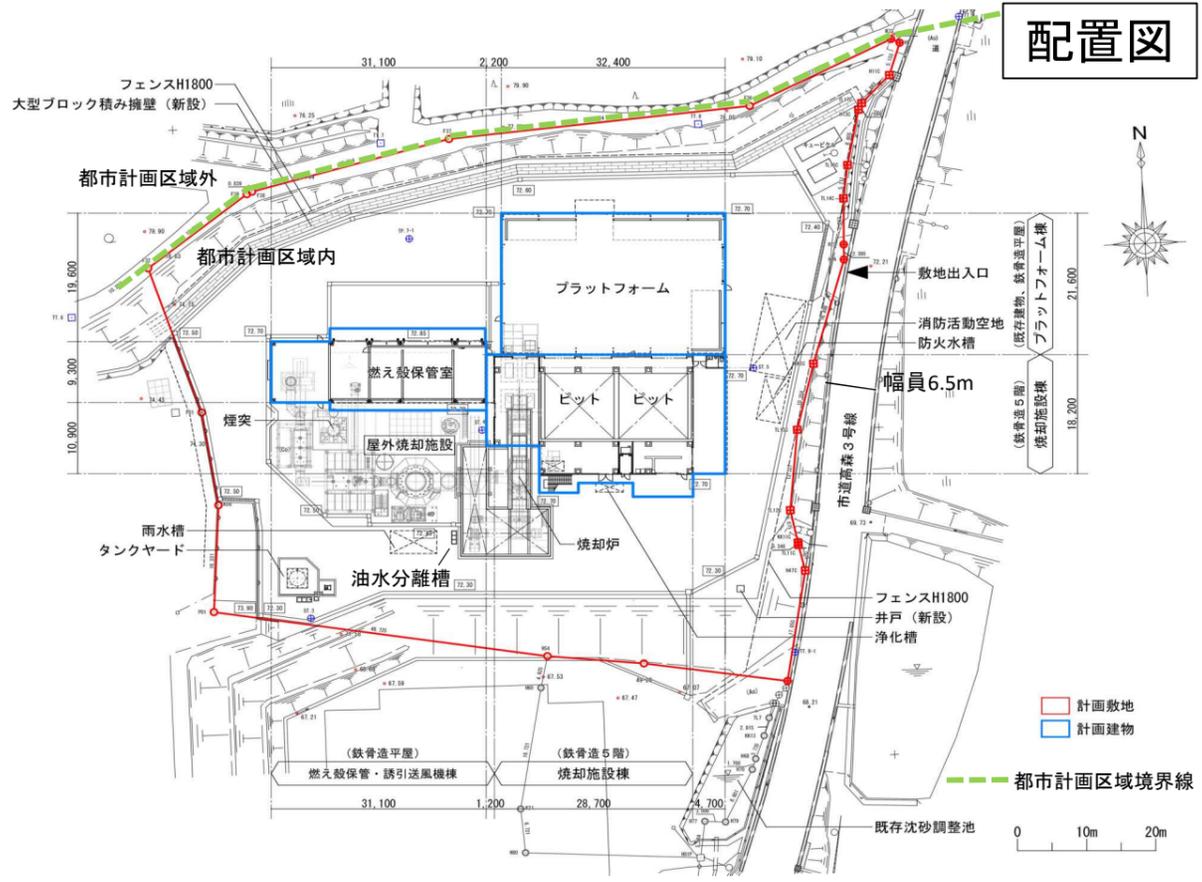
位置図



付近見取図



配置図



特殊建築物の敷地の位置について(栗原市)

建築基準法第51条の審査基準等チェックシート(処理施設)

申請者名: 有限会社築館クリーンセンター 代表取締役 柏木裕

	条 件	判 定	備 考
立地場所	1 立地について総合計画等に基づく土地利用計画に支障ない旨の市町村長の意見が付されている	適・否	
	2 用途地域は工業地域又は工業専用地域である	適/否	
	3 用途地域が準工業地域である場合、用途制限に適合する	適/否	
	4 白地地域(都市計画区域内で用途地域の指定のない区域)の場合	適・否	
	①概ね50戸以上の住宅が連担している集落から100m以上離れている		
	②住居系の用途地域から100m以上離れている		
	5 教育文化施設(学校、図書館等)から100m以上離れている	適・否	
6 医療施設(病院等)から100m以上離れている	適・否		
7 社会福祉施設(養護老人ホーム等)から100m以上離れている	適・否		
搬出入道路等	8 敷地の主たる搬出入口は、幅員6m以上の道路(都市計画法により開発許可が必要な場合はその技術的規準を満足するもの。)に面すること。ただし、交通上支障ないと認められる場合はこの限りでない。	適・否	
	9 主たる搬出入道路は、通学路と重複しないこと。ただし、歩道が設けられている場合など安全が確保できる場合はこの限りでない。	適/否	
	10 主な幹線道路からの搬出入経路は、施設の規模及び交通量に応じて、十分な幅員を有するものであること。	適・否	
産業廃棄物処理施設 生活環境影響調査項目 (廃掃法第15条第3項)	11 飛散防止対策をしている	適・否	
	12 敷地境界における騒音・振動について基準値を下回っている	適・否	
	13 水質汚濁防止対策をしている (環境基本法、水質汚濁防止法に基づく規制物質)	適/否	
	14 悪臭防止対策をしている (悪臭防止法、宮城県公害防止条例に基づく規制物質)	適・否	
住民説明会	15 住民説明会を実施している(条例14条、要綱7条)	適・否	

※「廃掃法」…産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)
 ※「条例」…産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例(宮城県条例第151号)
 ※「要綱」…産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱(宮城県告示第365号)